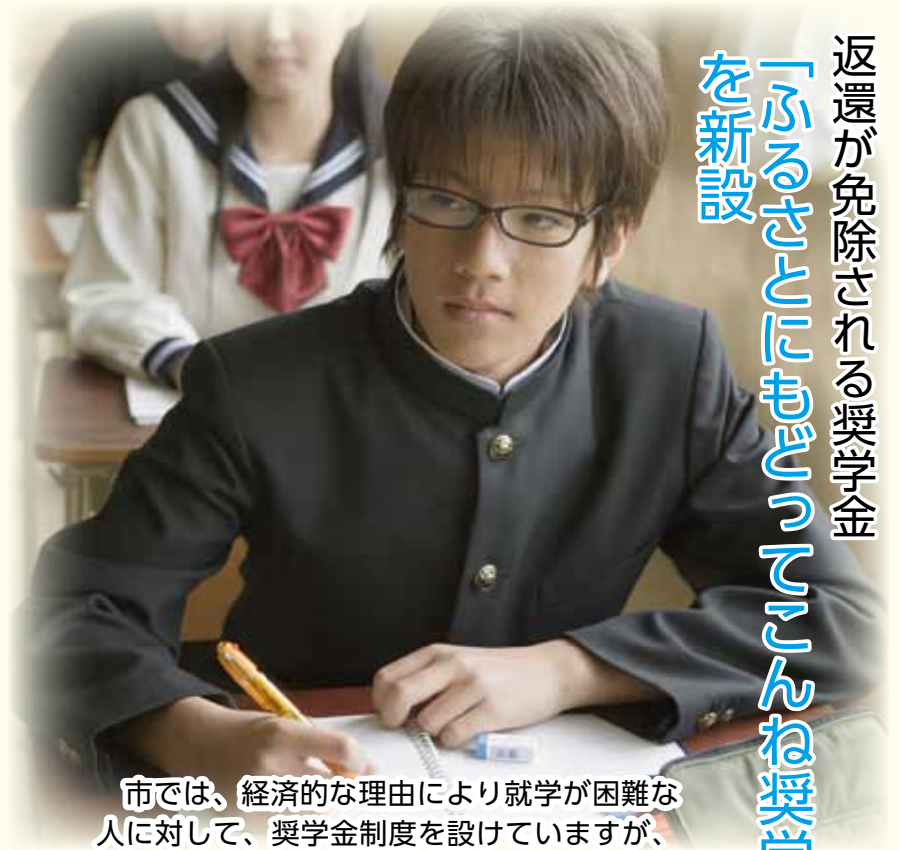


返還が免除される奨学金

「ふるさとにもどってこんね奨学金」を新設



市では、経済的な理由により就学が困難な人に対して、奨学金制度を設けていますが、若者のUターン・定住促進を目的に、返還免除の新たな奨学金「ふるさとにもどってこんね奨学金」を新設しました。

奨学金返還免除までの流れ (大学4年間受けた場合)

大学4年間の奨学金総額 240万円
(= 5万円 / 月 × 12ヵ月 × 4年間)



卒業後

卒業後3年以内に市内に戻って
就業する

返還猶予期間



5年間継続

返還免除

※返還免除条件など詳しくは、
募集要項で確認してください

▼貸付対象学校 大学(大学院を除く)、短期大学、専修学校(専門課程)

※通信教育は対象となりません

▼貸付期間 在学時の正規の修業期間

▼貸付額 5万円(月額)

※貸し付けは無利子です

▼募集人数 上限3人

▼募集期間 4月3日(月)～6月23日(金)

▼貸付対象者 次に掲げる事項をすべて満たす人

①本人または法定代理人が本市に住所を有し、市税の滞納がない人

②大学などに在学している人(申請年度新入学した人に限ります)

③経済的理由により修学が困難な人

④学業成績が優秀(次のいずれかの要件を満たす者)で、かつ品行方正である人

・直近の大学入試センター試験の国語、数学、外国語のうち受験した科目の合計得点が、満点の80%以上
・高等学校の5段階評価の平均数値が4・3以上

⑤大学などを卒業後、市内に帰郷し就業する意志がある人

▼選考・決定 提出された願書などを参考に奨学生審議委員会が審議し、教育委員会が決定します

▼申込方法 教育総務課または本庁東側玄関受付に備え付けの願書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください

※願書、募集要項などは市ホームページからダウンロードできます

▼申し込み・問い合わせ先 教育総務課(☎1111内線621)

《貸付型奨学金》

○島原市奨学金

▼貸付対象学校と貸付額

・高等学校、専修学校(高等課程)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部：月額1万5000円
・大学(大学院を除く)、短期大学、専修学校(専門課程)、高等専門学校：月額2万5000円

※通信教育は対象となりません

※貸し付けは無利子です

▼募集期間 4月3日(月)～6月23日(金)

▼貸付対象者 次に掲げる①～④の要件をすべて満たす人

①本人または法定代理人が本市に住所を有し、市税の滞納がない人

②高等学校や大学などに在学している人

③経済的理由により修学が困難な人

④学業成績が良好で、かつ品行方正である人

▼選考・決定 提出された願書などを参考に奨学生審議委員会が審議し、教育委員会が決定します

▼申込方法 「ふるさとにもどってこんね奨学金」と同じ方法で申し込んでください

※「ふるさとにもどってこんね奨学金」との併願はできますが、併給はできません

※他の奨学金との併願・併給は可能です

▼申し込み・問い合わせ先 教育総務課(☎1111内線621)